

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第十三号

##### 知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例の一部を改正する条例

知事の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例（平成二十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号を次のように改める。

十二 株式会社水みらい広島

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。